

令和5年5月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月10日（水） 午後1時30分から午後2時35分
- 2 開催場所 和水町三加和公民館 講堂
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（9名）。
会 長 1番 有働憲一
会長代理者 2番 金栗孝義
委 員 3番 猪口琢真 4番 菊川俊二 6番 本山圭司 7番 高木修治
8番 池田弘昭 9番 山崎照代 10番 中畑昇
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである（2名）。
5番 吉田広志 11番 池田勝美
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（17名）。
江上幸一 樋口哲男 上田憲一 前淵慎一郎 大城戸一義 福山修 深草哲夫
中嶋孝 山下栄次 浦部俊一 井島武士 牛島宣雄 竹下孝昭 有富博明
落合修 石原寛之 吉永剛
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（0名）。
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事
議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
議案第4号 令和5年度農作業等標準労働賃金について
報告第1号 中途解約通知書について
報告第2号 利用権設定申出取下げ書について
報告第3号 農地改良届について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（3名）。
事務局長 池上 圭造（兼庶務係長）
参事 井村 佳織里
会計年度任用職員 中嶋 康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（0名）。

事務局 池上	<p>1 開 会 定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。 まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。 「こんにちは。」ご着席ください。 それでは、ただ今から、令和5年5月和水町農業委員会総会を開会します。</p> <p>2 会議成立宣言 本日は、農業委員11名中9名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条の規定により会議が成立することを宣言します。</p> <p>3 会長挨拶 有働会長、挨拶をお願いします。</p>
会長 有働	<p>みなさん、改めまして「こんにちは。」 5月に入り、米の作付・準備などで忙しい時期となりました。 2～3年前、田植の作業が終わって、足を滑らして田植機から転げ落ち、田植機にひかれた事故がありました。機械など使う際には、充分注意して事故にあわないようにしてください。 本日の議案について、活発なご意見ををお願いします。</p>
事務局 池上	<p>有働会長、ありがとうございました。 会長には、会議規則第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。</p>
議長 有働	<p>4 議事録署名人の指名 本日の議事録署名委員は、2番金栗委員と3番猪口委員にお願いします。</p>
事務局 井村	<p>5 議事 それでは、議事に入ります。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題とします。 この件につきまして、事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請が1件提出されています。 申請人及び申請地等については、議案の1ページをご覧ください。 申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。</p> <p>整理番号1 貸駐車場 申請地は前原にある農地で、申請地近隣には集合住宅や介護施設が隣接しています。 駐車場の不足が地域住民から多数聞かれていることから、交通の利便性や周囲が住宅地であることを考慮し、貸駐車場への転用を計画されました。 「農地区分」及び「立地基準」ですが、「おおむね300m以内に駅、インターチェンジ、役所等が存在する区域内にある農地」ということで「第3種農地」に該当するため代替性は必要ありません。 「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。 「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和5年12月までに完成予定ですので問題ないと思われれます。 「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。 「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、駐車場として使用するため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えます。</p>

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われま

す。以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。議案第1号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。整理番号1について、4番菊川委員の報告をお願いします。

4番 菊川委員

整理番号1について、4番菊川が報告します。

4月26日に、私と樋口推進委員、事務局員で現地確認を行いました。

申請地は前原にある農地で、現地は保全管理してありました。

貸駐車場のため、給水、生活雑排水、汚水はありません。雨水は自然浸透を基本とし、余水は既存の側溝へ排水されます。

現状は町道に隣接しており、高低差があることや、乗り入れ口申請も必要であることも指摘されました。

近隣には福祉施設や集合住宅が点在していますが、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと思われ、この転用申請については問題ないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われま

す。以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

議案第1号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 井村

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が3件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案の2ページをご覧ください。

申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号1 太陽光発電施設用地（賃貸借権設定）

申請地は瀬川の農地で、周囲には既設のソーラーパネルが存在しています。

貸渡人と賃貸借権を設定した農地に、借受人がソーラーパネルを設置し売電事業に供するというものです。

雨水については、自然浸透させ、給水施設については、転用目的がソーラーパネルの設置のため計画されておりません。生活雑排水・汚水も発生しません。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで、「第2種農地」該当しますが、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」「通帳の写し」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和5年7月末日までの完了予定ですので、問題ないと思われれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、申請地北側に農地はありますが、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われれます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。議案第2号の整理番号1について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
整理番号1について、3番猪口委員の報告をお願いします。

3番 猪口委員

整理番号1について、3番猪口が報告します。
4月25日に、江上推進委員と、私と、事務局員で現地確認を行いました。
申請地は、県道玉名山鹿線から入った台地にある畑で、現状は、樹齢が20年ほど経過した栗の木を伐採した状態でした。周囲には既にソーラーパネルが設置しており、住宅が2件隣接していました。
太陽光発電設備の設置のため、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障はないと考えます。
雨水は自然浸透させ周辺の農地に影響はないものと考えます。
審議方、よろしくをお願いします。

議長 有働

続いて整理番号2です。事務局から説明願います。

事務局 井村

整理番号2 一般住宅（所有権移転）
申請地は、高野の集落に隣接する農用地です。譲渡人と申請者は親子関係で、建設業を営む子供が、贈与を受けた農地を、一般住宅のほか作業場・事務所・貸駐車場へと転用するものです。住民票も和水町に移すことを確約しています。
給水は、井戸水により給水します。
雨水は、自然浸透を基本とし、オーバーフロー分は雨水浸透升を設置し南側道路側溝へ排水します。
生活雑排水、汚水は合併浄化槽を経由のうえ西側道路側溝へ排水します。
この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。
「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第2種農地」に該当しますが、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。
「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。
「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、許可後着手し、令和6年4月30日までに完了予定ですので、問題ないと思われれます。
「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。
「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に小集団の農地はありますが、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。
「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われれます。
以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。議案第2号の整理番号2について、事務局からの説明は以上となります。

議長	有働	<p>続いて、整理番号2について、現地確認をしていただいた9番山崎委員の報告をお願いします。</p>
9番	山崎委員	<p>整理番号2について、9番山崎が報告します。 4月25日に、私と会長、大城戸推進委員、事務局員で現地確認を行いました。 申請地は、高野にある農地で、現地は保安全管理してありました。 1筆の農地を宅地と資材置き場・貸駐車場に造成する計画がされており、宅地の部分から発生する排水については隣接する所有地を経由し、町道を横断して最寄りの既設排水路へ接続されることを計画されていました。現地確認時、譲渡人本人に遭遇したため、町道横断は建設課と入念な打ち合わせが必要との指導もしました。 申請地は住宅地の集落内に存在し、北側には譲渡人の住宅も隣接しており、周辺農地への日照、通風など影響はほとんど問題ないと判断しました。 「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われまます。 以上で現地確認の報告を終わります。</p>
議長	有働	<p>続いて、整理番号3です。事務局より説明願います。</p>
事務局	井村	<p>整理番号3 太陽光発電施設用地（賃貸借権設定） 申請地は、津田の採砂地と隣接する周囲を山林に囲まれた農地です。 貸渡人と賃貸借権を設定した農地に、借受人がソーラーパネルを設置し売電事業に供するというものです。 北側にはほ場整備した田が存在しますが、高低差と排水路により遮断された単独の農地を形成しています。 雨水については、自然浸透させ、給水施設については、転用目的がソーラーパネルの設置のため計画されておりません。生活雑排水・汚水も発生しません。 この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。 「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで、「第2種農地」該当しますが、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。 「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」「通帳の写し」を確認したところ事業費を上回っています。 「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましても、令和5年7月末日までの完了予定ですので、問題ないと思われまます。 「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。 「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましても、申請地北側に農地はありますが、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。 「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われまます。 以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。 議案第2号の整理番号3について、事務局からの説明は以上となります。</p>
議長	有働	<p>続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。 整理番号3について、10番中畑委員の報告をお願いします。</p>
10番	中畑委員	<p>整理番号3について、10番中畑が報告します。 4月25日に、竹下推進委員と、私と、事務局員で現地確認を行いました。 申請地は、津田の台地にある畑で、保安全管理してありました。 周囲には、山林と山砂を採取した跡地があり、南西部には住宅が2件存在していました。太陽光発電設備の設置のため、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障はないと考えまます。 雨水は自然浸透させ周辺の農地に影響はないものと考えまます。 ただ、土壌が砂地なため、表土の流出には十分考慮してほしいものです。</p>

審議方、よろしくお願ひします。

議長 有働 　　ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。
議案第2号につきまして、何か質問等がありましたらお願ひします。

樋口推進委員 　　整理番号2について質問します。
一般住宅の宅地として、10aの用地は広すぎませんか。

事務局 池上 　　申請者は建設業を営んでおり、取得した農地を一般住宅のほか、作業場、事務所、貸駐車場として転用することとした申請となっており、妥当な面積と判断しました。

8番
池田弘昭委員 　　整理番号1と3について質問します。
太陽光発電について、他の町では設置の後、砂が流出したとかで被害が出たとの話を聞きましたが、この案件について、反対運動とか保障とかについての話はありませんでしたか。

事務局 池上 　　反対の声とかは聞いていませんが、事業主体が太陽光発電の大手企業であり、事業計画書によりますと、隣接する地権者への説明や環境に対する対応はできております。また、被害を出さないとの約束もいただいております。

議長 有働 　　以前、契約書を見たことがありますが、補償についても記載されていたようです。これがなければ、周辺の同意も得られないと思います。

4番 菊川委員 　　この案件について、地元への説明はあったのですか。

竹下推進委員 　　いまのところ説明はあっていません。

4番 菊川委員 　　説明なしに計画が上がっているのですか。

事務局 池上 　　5条申請ということで、県の方で審議いただいたものを議案にあげています。委員会の考えと県の考えを合わせて、最終的には県の判断で許可を得ることになっております。
県の方には総会前に書類を持って行き、相談をしています。総会の決定がすべてということではなく、総会の意見を聞かれるということになっております。

議長 有働 　　山や農地を開発しての大型のソーラー施設ということであれば、地域住民との十分な説明があり同意を得たうえでの事業だと思っておりますが、この案件は小規模で、土地を開発することのない施設であり、補償などの記載があればあまり問題はないと思っております。
地主さんの同意を得て書類を揃えての申請であり、農業委員会としても現地確認を行っており、特に反対すべき大きな問題が無ければ採決を行いたいと思っておりますが、ほかに意見はありませんか。

無いようですので、採決をします。
議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願ひします。

———— 全員挙手 ————

議長 有働 　　全員賛成です。
よって、議案第2号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」を、議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 井村 議案第3号「農用地利用集積計画について」
農用地利用集積計画の賃貸借権設定の申出書が15件提出されています。
農用地利用集積計画書によりますと、15件中、新規設定が4件、再設定が11件です。
この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案の3ページから5ページをご覧ください。
議案の6ページと7ページは、農用地利用集積計画の賃貸借権移転の申出書が8件提出されています。
これらの計画につきましては、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。
- 議長 有働 ただ今、事務局から、議案第3号について説明がありました。
何か質問等がありましたらお願いします。
- 「異議なし」の声 ——
- 議長 有働 無いようですので、採決をします。
議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
- 全員挙手 ——
- 議長 有働 全員賛成です。
よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定しました。
次に、議案第4号「令和5年度農作業等標準労働賃金について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 井村 議案第4号「令和5年度農作業等標準労働賃金について」
議案第4号「令和5年度農作業等標準労働賃金について」ご説明いたします。
議案の8ページをご覧ください。
農作業受委託において目安となる標準額を設定しました。
参考資料として、議案の9ページから10ページの熊本県の最低賃金や燃料等の価格、近隣の状況を添付しています。
あくまでも目安であって、相互の話し合いで決定するのが基本となっておりますことを申し添えます。議案の11ページは和水町の賃借料情報です。
議案第4号の説明は以上となります。
- 議長 有働 ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第4号について、何か質問等がありましたらお願いします。
- 「異議なし」の声 ——
- 議長 有働 無いようですので、採決をします。
議案第4号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
- 全員挙手 ——
- 議長 有働 全員賛成です。

よって議案第4号については、原案のとおり決定しました。
これで、すべての議事は終了しました。
続いて、報告第1号について事務局の報告をお願いします。

- 事務局 井村 報告第1号「中途解約通知書について」
農地の賃貸借権の中途解約が4件ありました。全て貸し手・借り手双方合意による解約です。
通知者及び土地の所在地等については総会資料の12ページをご覧ください。
- 議長 有働 続いて、報告第2号について事務局の報告をお願いします。
- 事務局 井村 報告第2号「利用権設定申し出取り下げ書について」
総会資料の13ページから14ページについては、農地の「利用権設定申し出取り下げ」の報告になります。3月の総会で承認された農地の利用権設定を、契約の始期前に取り下げられたものです。件数は1件です。
- 議長 有働 この案件の申請者は、19歳ということです。農業大学を卒業される来年からの就農を期待しています。
- 4番菊川委員 農業を始めたい人への働きかけは、農業委員会ではできないのですか。
- 事務局 池上 新規就農者の獲得は町の重要な課題の一つであると思います。農業委員会としても農業振興課と情報を共有しながら対応をしていきたいと思っています。皆さんにそういう情報があれば、情報提供をよろしくお願いします。
- 議長 有働 続いて、報告第3号について事務局の報告をお願いします。
- 事務局 井村 報告第3号「農地改良届について」
総会資料の15ページは農地改良の案件ですが、5月8日に本人からの申し出により、この届出書を取り下げられております。
以上で、報告を終わります。
- 議長 有働 本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。
- 樋口推進委員 昨年、前局長が、農地集積について地域集落を回り座談会を開きたいとの話がありましたはどうなりましたか。
- 事務局 池上 農地の集積と遊休農地の解消のための取り組みですが、本年度の計画には入っておりませんでした。
- 議長 有働 コロナが拡大しており、座談会を開ける状況ではなかったようです。誰かが農業をできなくなった時、農地を荒らさないためにも皆で支えあうという制度はこれからも必要だと思います。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。
- 意見・質問等なし ———
- 議長 有働 無いようですので進行を事務局へお返しします。
- 事務局 池上 有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他（連絡事項）

総会資料の16ページをご覧ください。

事務局から、事務連絡。

7 閉会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、令和5年5月和水町農業委員会総会を閉会します。

お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署名委員 2番 _____

署名委員 3番 _____

議事録調製者 池上 圭造
本誌（表紙除く） 10頁